

小 郡 警 察 署 ニ ュ ー ス

小郡警察署管内事件事故発生状況

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

福岡県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、**6年以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

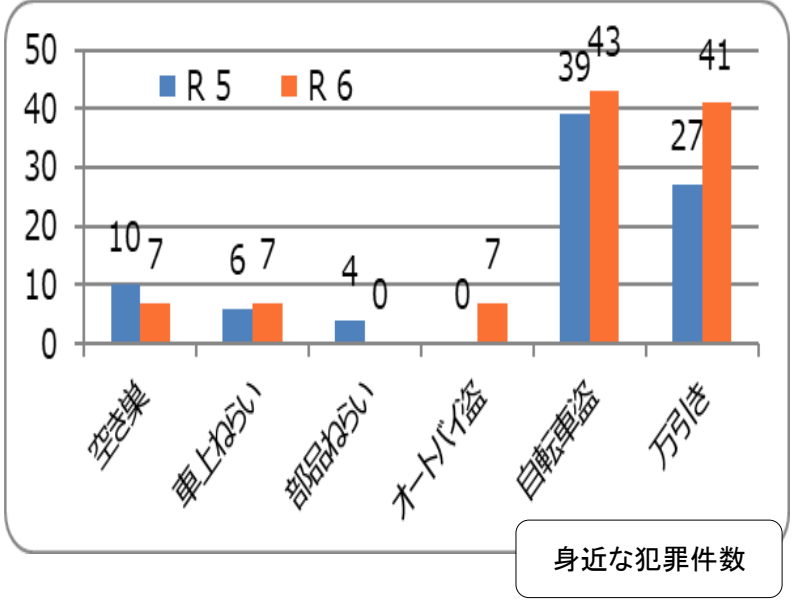
自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。
※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断器切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

- 刑法犯発生状況 225件 (ー 3件)
 - 人身事故発生状況 129件 (ー 41件)
 - ・ 発生件数
 - ・ 死者数 1名 (± 0名)
 - ・ 負傷者数 169名 (ー 39名)
- ※ 数は9月末暫定値
※ ()は前年同月比



小郡警察署 TEL 0942-73-0110

☆小郡警察署ホームページに各種情報掲載中☆